

子どもの権利が守られるまちを目指して

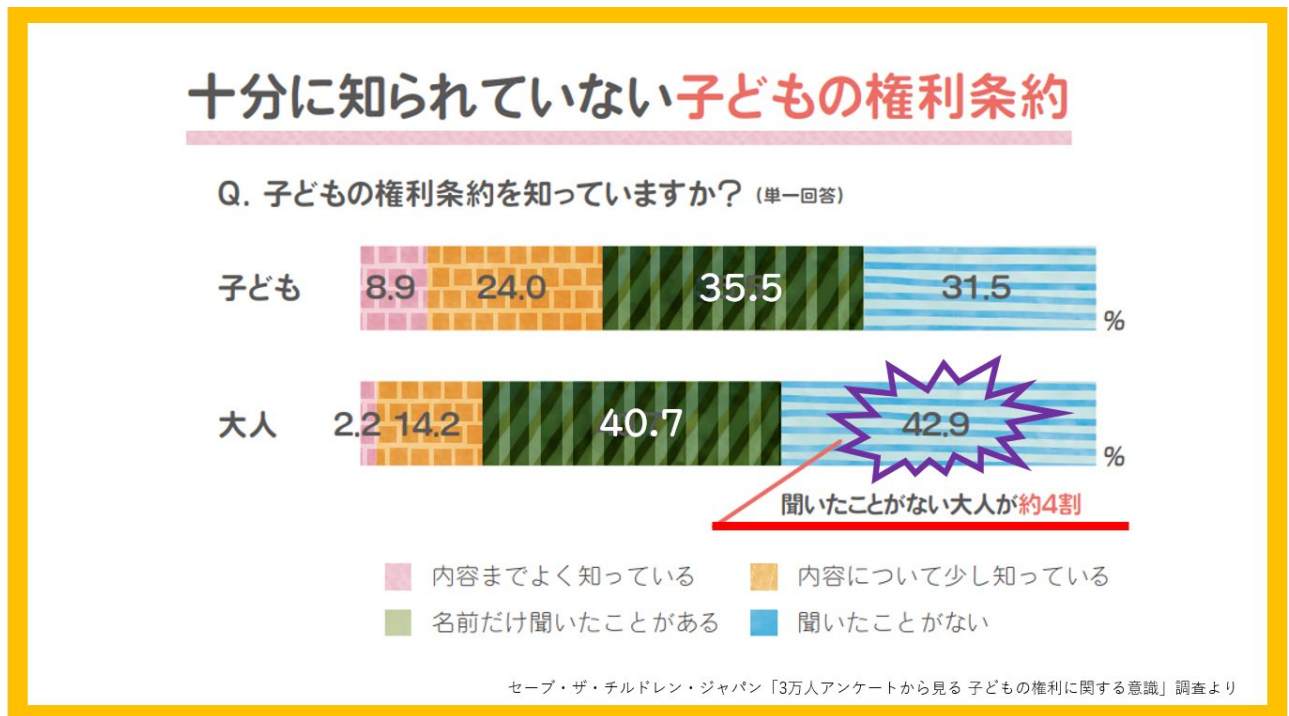
(1) 調布市の子どもを取り巻く課題と対応状況

生活者ネットワークの木下安子です。これより通告に従い、「子どもの権利が守られるまちを目指して」とのタイトルで一問一答にて一般質問を行います。

子どもの権利条約は、国際的に子どもの基本的人権と子どもの権利を保障するために定められました。日本が批准して 28 年、そして調布市が子ども条例を制定して 17 年が経過しました。

市内のどれくらいの大人が子どもの権利を理解し、調布の子どもの何割が、自分たちには子どもの権利があることを知っているのでしょうか。

画面をご覧ください。



セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが 2019 年に 15 歳から 80 歳の 3 万人を対象に、日本での子どもの権利の認知度調査を行いました。これによると、大人の 4 割以上が聞いたことがないと回答、4 割は名前だけ聞いたことがあるとの回答でした。画面を終わります。

今年 3 月に教員を対象に行った調査では、3 割が子どもの権利を知らない、または誤解をしていることがわかりました。

このように、これまで日本での子どもの権利への理解は広がってきませんでした。東京都のこども基本条例など、全国で子どもの権利を保障する条例制定が進んでおり、今年

6月に制定された子ども基本法も子どもの権利を明記しています。文科省も約12年ぶりの生徒指導提要改訂において子どもの権利を明記するとのことです。

なぜ今改めて子どもの権利なのか。この背景には子どもたちが置かれている厳しい現状があります。そこでまず、市のこどもたちを取りまく現状への課題認識および対応状況についてお答えください。

<市長答弁>

調布市の子どもを取り巻く課題と対応状況についてお答えします。核家族化の進行や地域社会の変化、情報化の進展など子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。

さらには、コロナ禍による保育園、幼稚園、学校での休園・休校や、イベント・行事の中止、日々の遊びの制限など、様々な制約が課された中で子ども達が生活しているものと認識しています。

こうした中、調布市の子ども施策においては、全国と同様、いじめや児童虐待の深刻化、子どもの貧困、居場所の喪失に加え、ヤングケアラーなどの新たな課題も顕在化しています。

こうした課題の解決に向け、小・中学校では担任の先生やスクールカウンセラーが中心となり、子どもの悩みや意見を聞いて寄り添った対応をしているほか、子ども家庭支援センターすこやかににおいても子ども自身からの相談を受け付けています。

さらに、こうした相談の場以外にも、子ども・若者総合支援事業ここあや、CAPSのほか、子ども食堂ネットワークをはじめとした民間の支援団体との連携などを通して、子どもの声を聴き逃すことがないよう努めています。

市は平成17年に、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現を目指して「調布市子ども条例」を施行しました。

条例の前文の冒頭には、「子どもは個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」と記しています。

今後も引き続き、子ども条例の理念に基づき、子どもに対する施策を市の重要施策の一つとして、きめ細かな対応を図って参ります。

(2) SOSを受け止め子どもをエンパワメントするために

ア 子どもの意見表明権に対する市の理解と取組み

イ 子どものための公的な第三者機関設置を

ありがとうございます。コロナ禍の影響もあり、多くの子どもたちが、人権侵害に遭っていたり、幸せな子ども時間を過ごすことができていない現状が分かりました。国が子どもの権利を明記した子ども基本法制定に踏み切った背景には、こういった深刻な現状があります。

そこで、こういった子どもを救済するために、2つ目の質問に移ります。

子どもの権利の代表的なものの一つに、意見表明権があります。子どもの権利条約では「児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」と定めています。

子どもの意見表明は、例えば「おやつにりんごが食べたい」といったものから、「いじめられて困っている」という相談まで幅広く含まれますが、子どもが時には生命の危機にさらされる状況の背景には、意見表明権が保障されていない現実があり、子どもの権利の中でも非常に重要です。

そこで、1点目として、現在の市の子どもの意見表明権に対する理解と、意見表明権を保障する視点に立った取組みについて伺います。

子どもが意見表明をするには、子ども自身に人権意識があり、自分は一人の人間として大切にされるべき存在だということを自覚していること、そして自分には意見表明権という権利があり、意見を言っても良いということを知っていることが重要です。

そして、さらに不可欠なのは、大人が子どもを権利の主体と捉え、子どもの困りごとをしっかりと受け止められる環境を作ることです。

いじめや虐待を受けている子どもの多くは、非は自分にあり、酷い扱いを受けるのは当然の報いだと思っていたり、声を上げることでより酷い目に遭うことを恐れたりして相談できないと言います。先日9日の新聞報道によりますと、2021年度に児童相談所が対応した虐待件数のうち、子ども本人からの訴えはたったの1.2%だったとのことでした。

しかし、自ら困りごとを相談し、それが問題解決につながれば、子どもは内に秘めた力を自覚し、自分で問題を解決する力をつけることができます。このことをエンパワメントと言います。

この環境を公的に整備したものが、子どもの人権オンブズパーソンやコミッショナーといった、子どものための第三者機関であり、子どもの権利条例をもつ自治体で設置が進ん

でいます。

調布市でも、スクールカウンセラーやすこやか相談窓口が子どもからの相談に応じていることは承知していますが、子ども自身をエンパワーし、さまざまな人権侵害に苦しむ子どもを救済するために、子どもの権利にもとづいた子どものための第三者機関の設置を求めます。見解をお答えください。

<子ども生活部答弁>

子どもが発信するSOSについては、様々な窓口で受け止める必要があると考えます。

学校においては、日頃の学校生活の様子やアンケート調査等により、一人ひとりの心身の状況をこまめに把握しながら、スクールカウンセラーが中心となり心理的ケアを行うとともに、教員等と連携を図り、適切な支援につなげています。

また、子ども家庭支援センターすこやかで実施している「虐待防止ホットライン」は「親のことで悩んでいる」「虐待を受けている」と言った子ども自身からの声を積極的に受ける窓口となっています。

それ以外にも、子ども・若者総合支援事業ここあや、子ども食堂ネットワークをはじめとした民間の支援団体など、幅広く子どもの悩みや相談を聞く窓口を設け、子どもからのSOSを聴き逃すことがないように努めているところです。

一方、小・中学校ではエンパワメント教育やCAPプログラムについて、東京都が示す安全教育の趣旨を踏まえ、適切に対応して参ります。

加えて、子ども条例の理念に基づいた「いじめや虐待のないまち宣言」の普及啓発のため、小学生から絵を募集し、ごみ収集車に貼る事業を実施するほか、小学生による人権メッセージ発表会、中学生による人権を文コンテストへの参加などの機会を通じて人権意識の醸成に努めています。

次に子どものための公的な第三者機関の設置についてです。

子ども自身が自分の権利侵害に対する救済を求めるため、裁判所に訴えることや、自分の権利を保護してくれる機関へ相談することは難しく、子どもの意見を受け止めるための第三者機関として、子どもオンブズパーソンなどを設置する自治体があることは承知しています。

一方で、市は子どもの権利侵害も含めて、幅広く子どもの声を受け止める窓口を既に設けており、勉強や友達、家族の悩みなどに対応しています。

今後も引き続きこうした相談窓口において、子どもの声を丁寧に受け止めていくとともに、各相談機関の周知に努めて参ります。

<再質問>

市長に再質問します。市内には相談できる場所が複数あり、さまざまな子どもの困りごとの解決に繋がっていることは理解をしています。

しかし、子どものための第三者相談窓口を設置する意義は、困りごとの解決だけではありません。設置している自治体は、子どもの人権や子どもの権利について大人にも子どもにも周知・啓発を行っており、ここに大きな意義があると考えます。

画面をご覧ください。国立市が設置している子どもの人権オンブズマンの紹介リーフレットにはこのように書かれています。

出典：国立市くにたち子どもの人権オンブズマンリーフレット

「子どもの人権オンブズマンは、・・・子どもからの相談に丁寧に対応することで、子ども自身の相談する力や、自ら問題解決に臨む力の育成を図ります。」エンパワメントですね。少し飛ばします。

「全ての子どもが権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利などの基本的な権利や自由を保障されるよう、子どもの最善の利益を第一に考えて行動します。」

子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権等に関する相談を受け、必要な助言や支援を行います。また、子どもからの相談に丁寧に対応することで、**子ども自身の相談する力や、自ら問題解決に臨む力の育成**を図ります。

(中略)

全ての子どもが権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利などの基本的な権利や自由を保障されるよう、**子どもの最善の利益を第一に**考えて行動します。

出典：国立市くにたち子どもの人権オンブズマンリーフレット

子どもオンブズマンは



けんり まも
子ども*の権利を守り
たす
助けるところです



出典：国立市くにたち子どもの人権オンブズマンリーフレット

そして裏面には「子どもオンブズマンは子どもの権利を守り助けるところです」とあります。画面を終わります。

国立市の元市長は人権に強い思いがあり、庁内でもその意識が共有されていたので、オンブズマン相談室を作ったときに、当然子どもも対象にしたということです。そして、子どもの人権を守る活動をしている弁護士などが担う子どもオンブズマンは、学校や児童館に出向いて、子どもたちと交流し、人権教育も行ってきました。

このような子どものための第三者機関相談窓口を設置し、子どもの人権、子どもの権利の周知啓発を行うことには大きな意義があると考えますが、市長の見解を求めます。

<市長答弁>

先ほど、担当部長から答弁したように、弱い立場である、子どもの人権侵害を救済する相談機関として、市はさまざまな窓口を設けて、子どもが自ら相談しやすい体制を従来から整備しているところです。

これらの相談窓口には、子ども自身からのいじめや児童虐待に関する相談が寄せられています。相談内容によって、児童相談所や警察と連携を図るとともに、必要に応じて弁護士の見解も参考に対応しております。

子どもの人権についての周知・啓発は大変重要であると認識しており、私自身も昨年12月にいじめ・児童虐待防止のメッセージ動画を発信しています。

また、さまざまな事業やイベントを通じて子どもの人権の周知に努めているところです。

今後も他自治体の事例を注視しながら、必要に応じて、さまざまな子ども施策を検討して参ります。

【まとめ】

子どもの人権について周知していることはわかりました。一方、相談窓口の職員だけでなく、保護者や地域、学校や保育施設など、すべての大人と子ども自身が子どもの権利を知ることが必要です。子どもの権利条約でも42条では、国に対して大人と子どもの双方に子どもの権利を広報することを求めています。引き続き子どもの権利に基づいた第三者機関設置、および子どもの権利の周知・啓発を求めます。

(3) 子どものまちづくり参加を進めるために

ア 調布市子ども条例第12条の庁内共有と実践状況

イ 子どものまちづくり参加を事業評価する仕組みを

次に、もう一つの子どもの権利である子どもの参加について質問いたします。調布市子ども条例12条では、子どもの社会参加の機会を確保することが努力義務とされています。子どもの生活にかかわる事業は部署をまたいで存在しますが、子ども条例12条は庁内で共有され生かされているのか、同条文の庁内共有、および実践の現状を伺います。

次に、子どものまちづくり参加を進めるために、子どものまちづくり参加を事業評価する仕組みを導入することを提案します。子ども条例制定後、H26年度までは調布っ子すこやかプランの事業実施報告書には、子どもに関わる事業について部署をまたいで評価報告

がされていました。画面をご覧ください。これは表紙です。



(1) 相談・情報提供

- 子どもや子育てに関する不安や心配ごとの相談や行政サービスの問い合わせなどを調布市子ども家庭支援センターすこやか、市役所内子ども家庭課の窓口で専門員が受け付けています。また、児童館における「子育てひろば」、保育所、保健センターなど身近な場所でも気軽に相談ができます。
- 保健センターでは、年齢に応じて「うんどう・こころ・ことば」の発達や食事の相談、歯科矯正相談などを受け付けています。調布市子ども家庭支援センターすこやかでは、小児科医や栄養士による相談会を開催しています。また調布市子ども発達センターでは、発達に関することを気軽に専門家に相談できます。
- 教育相談所では、子どもの教育に関する悩みや心配ごとについて相談を受け、支援を行います。就学相談では、教育相談所と調布市子ども発達センターが連携します。
- 教育支援コーディネーター室にスクールソーシャルワーカーを配置し、発達障害、いじめ、不登校、虐待など、家庭や学校における様々な問題に取り組んでいます。
- 「元気に育て！！調布っ子」、「ちょうふの教育」など子育てや子どもの教育に関する広報誌を発行し、「赤ちゃんおでかけ安心まっぷ～授乳・おむつ交換できる場所～」など子育てに役立つパンフレットを配布します。また保健・医療関係の情報提供をします。

	いじめや虐待防止の取組		事業名	平成25年度の状況		平成26年度 の 予定	平成26年度の状況		平成27年度 の 予定	所管
	25年度	26年度		(1回につき)	(1年につき)		(1回につき)	(1年につき)		
子育て相談	○	○	総合相談と子育て支援ネットワーク	33,440件		継続	39,264件		継続	すこやか
	○	○	子育て支援サービス相談員	3人		継続	3人		継続	子ども家庭課
	○	○	子育てひろば事業（相談）	延べ1,736件		継続	延べ1,568件		継続	児童青少年課
	○	○	民生児童委員による相談活動	相談支援件数2,562件 関係機関との連絡調整件数 8,719件		継続	相談支援件数2,238件 関係機関との連絡調整件数 9,234件		継続	福祉総務課
	○	○	保育所での保育士等による育児相談	371件		継続	438件		継続	子ども政策課

このように、テーマごとに情報が集約してあり、囲みのところに所管部署が記載されています。子どもを直接所管しない総務課、産業振興課、緑と公園課、スポーツ振興課、交通対策課、総合防災安全課、建築指導課など、多岐に渡る部署が子ども条例を意識しながら、1年間の取組みを振り返る機会となっていました。

廃止	—	廃止	総務課
継続	支給児童・生徒数 延べ1,765人	継続	学務課
継続	参加者 延べ1,730人 (108人)	継続	産業振興課
継続	相談員が就労に関する相談や情報 提供を行った。また、就労問題に かかわる生活関連情報の提供や相 談にも応じた。 来所者 延べ38,894人 (3,924人)	継続	産業振興課

出典：調布市
Ctrl

	19人	21回		19人	22回		
	148件		継続	143件		継続	緑と公園課
営	延べ1,233件 13,750人		継続	延べ709件 11,488人		継続	社会教育課
養	受講生42人	実施回数7回	継続	受講生51人	実施回数7回	継続	社会教育課
区 の	430人		継続	441人		継続	児童青少年課
	(1) 調布市民プール放送設備等改修 工事 (2) 市民プール管理棟更衣室床改修 工事 (3) 基地跡地運動広場A4・A5・ A6グラウンド防球ネット設置工事 (4) 基地跡地運動広場照明器具交換 等工事 (5) 基地跡地運動広場駐車場雨水浸 透設備工事 (6) 基地跡地運動広場内駐車場フェ ンス設置ほか工事 (7) 調布市総合体育館駐車場整備ほ か工事 (8) 総合体育館監視カメラ記録用電 波時計設置工事 (9) 総合体育館駐車場管理棟ほか設 備工事		継続	(1) 市民プール2.5m・変形プール 循環ろ過設備改修工事 (2) 調布基地跡地運動広場E 6グラ ウンド整備工事 (3) 調布基地跡地運動広場D 1グラ ウンド前通路雨水浸透設備設置工事 (4) 調布基地跡地運動広場中央通路 駐車ライン引き舗装新設改良工事 (5) 総合体育館空調設備等改修工事 (6) 総合体育館電気及び防災設備改 修工事 (7) 総合体育館消火水槽防水改修工 事 (8) 総合体育館消火栓ポンプ等吸込 口取替ほか工事 (9) 総合体育館園路誘導用シート設 置舗装新設改良工事 (10) 市民緑ヶ丘テニスコート工		継続	スポーツ振興課

出典：調布市

を活用した	1か所設置		継続	1か所設置		継続	交通対策課
対策連絡会	連絡網として活用		継続	連絡網として活用		継続	総合防災安全課
市	市内市立・私立小学校 2,300校		継続	市内市立・私立小学校 2,400校		継続	総合防災安全課
防犯活動の	25団体等に物品貸与		継続	35団体等に物品貸与		継続	総合防災安全課
	登録所数 3,169か所		継続	登録所数 3,213か所		継続	社会教育課
パトロール	1,460人 (4人×365日)	365日	継続	1,460人 (4人×365日)	365日	継続	総合防災安全課
トロール	730人 (2人×365日)	365日	継続	730人 (2人×365日)	365日	廃止	総合防災安全課
心パトロー	1,680人 (8人×210日)	210日	継続	1,680人 (8人×210日)	210日	継続	総合防災安全課
ボランティア	判定員だよりの発行(1回)		継続	判定員連絡会の開催(1回)		継続	建築指導課

出典：調布市

画面を終わります。

しかし、プラン改訂後、平成27年度からはなくなっており、これが子ども条例12条の形骸化に繋がっているのではないかと考えます。

子どもの参加する権利を保障する観点から、実施した子ども参加の手法や効果などを記録した、子ども参加実践状況報告書を作成することを求めます。見解をお答えください。

<子ども生活部答弁>

市は、調布市子ども条例第12条に規定する、「子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加する機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映される」ことを目的に、子どもたちの自由で夢のある意見発表の場として、調布っ子夢発表会を開催しております。

発表された子どもたちの貴重な意見については、発表会の内容をまとめた意見集を発行するとともに、関連部署に配付しています。

こうしたことを通して、子どもたちの意見について、庁内の情報共有に努め、各部署における様々な計画や事業に取り込むことができるよう努めています。

また、現在取り組んでいる基本計画策定のプロセスにおいても、イベント時にアンケートを実施して子どもの意見を広く聴き取るよう取り組んでいるところです。

次に、子どものまちづくり参加を事業評価する仕組みについてです。

国は本年6月に「こどもまんなか社会」の実現に向けて、常に子どもの視点に立ち、子ども施策に一元的に取り組むため「こども家庭庁設置法」と、こども基本法を制定し、令和5年4月1日から新たな国の子ども政策が推進されます。

子ども基本法には、国・地方公共団体において、子どもの意見を政策立案に反映させるために、子ども・若者を対象としたパブリック・コメントや審議会・勉強会等における委員としての子ども・若者の参画の促進といった、必要な措置を講ずることが規定されています。

こうした国の動向を注視しながら、次期「調布っ子すこやかプラン」策定に当たっては、子どもの意見が施策に反映される仕組みと、それに対する事業評価のあり方についても検討して参ります。

【まとめ】

ご答弁ありがとうございます。

子どもに関わる事業などについて、意思決定のプロセスに子どもが関われるように実践的に取り組みがなされているとのご答弁でした。

夢発表会は私も聞かせていただきました。子どもの参加の権利を保障する視点からは、冊子配布後の関連部署における検討内容を発表者にフィードバックすることも必要ではないでしょうか。

都のこども基本条例第10条は、「子どもの意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る」と定めています。次期調布っ子すこやかプランは2024年に改定を控えています。こども基本法施行とともに子どもの権利への理解もさらに進んでいることが期待されますので、子ども参加の仕組みや事業評価の実現にも期待をしたいと思います。

(4) 次期基本計画に子どもの権利の明確な位置づけを

最後に、次期基本計画に子どもの権利の明確な位置づけを求め、質問いたします。

調布市の子ども条例は、子どもへの熱い思いをもった方々が作ってくださった条例だということは十分理解しています。憲法や世界人権宣言、そして子どもの権利条約が背景にあることも承知をしています。しかし、子どもの権利条約に基づき制定されている子どもの権利条例や子ども基本法と、市の子ども条例では、子ども観が異なっていると考えます。

子どもの権利条約では、子どもを保護の対象ではなく、権利の主体と位置づけています。そして、大人と同じように基本的人権を認め、さらに特別な保護や配慮が必要な子どもな

らではの権利も定めています。東京都こども基本条例、そして子ども基本法も同様です。

東京都こども基本条例の前文には、子どもは「あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある」と書かれています。

画面をご覧ください。

こちらは、4月22日の第208回の国会内閣委員会での、野田聖子こども政策担当大臣の答弁です。少し長いですが引用します。

「**こどもまんなか社会**とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、**権利の主体である**ことを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、**子供の権利を保障**し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」

出典：第208回国会 内閣委員会 第21号会議録

このように、両者の子ども観は、子どもの権利を有する権利の主体者です。一方、こちらは、市の子ども条例の前文の一部です。

調布市子ども条例 前文より

私たちは、日本国憲法をはじめとして、
世界人権宣言、
児童の権利に関する条約等が定める
人が生まれながらにして持っている
基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。

出典：調布市

ご覧のように、市の子ども条例は子どもの権利条約に言及はありますが、基本的人権の保障に留まっています。画面を終わります。

この後、市の子ども条例には「子どもの権利」も、権利の主体という表現も、出てきません。子どもへの温かいまなざしにあふれた条例ではありますが、多くの条文が大人に対する規定の内容となっており、権利の主体というよりも保護される存在という子ども観が強く表れているのが特徴です。

しかし、子どもを本当に守り、幸せな子ども時代を保障するには、国や東京都とともに、子どもを保護の対象ではなく権利の主体と見る子ども観の転換が必要です。

国も 28 年が経過し、やっと子どもの権利条約を批准していることの本来の意義を法整備で子どもたちに確約するところまでできました。調布市においても、策定中の基本計画に「子どもの権利」を明記し、子ども観の転換を始めるべきです。見解をお答えください。

<子ども生活部答弁>

「調布市子ども条例」は、平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」いわゆる子どもの権利条約の国の批准を背景に制定したもので、内容についてもこの条約の理念を尊重しています。

一方、昨年制定された「東京都こども基本条例」と本年に成立した「子ども基本法」のいずれも、この子どもの権利条約の考えを尊重したものであり、市の子ども条例と考え方、方向性は同じものと考えます。

現在、令和 5 年度からの次期基本計画の策定に取り組んでいますが、子ども基本法に基づき、子どもの意見を政策に反映させるという国の方向を踏まえ、子どもの権利を尊重し、引き続き子ども施策を市の重要施策の一つとして位置付け取り組んで参ります。

<再質問>

市長に再質問いたします。

市の条例も子どもの権利条約の理念を尊重している、それは都のこども基本条例や子ども基本法と同様である、とのご答弁でした。憲法 98 条は、国が締結した条約に誠実に遵守することを必要とすると定めていますので、至極当然のことです。

しかし、子ども基本法ならびに都のこども基本条例は子どもの権利条約を遵守し、子どもの基本的人権と子どもの権利の両方を明確に保障しています。対する市の子ども条例には、子どもの権利という言葉が一度も出てきません。

私は、市のさまざまな取組みが子どもの権利保障の考えに基づいていないと言っているのではありません。しかし、子どもを権利侵害から守るには、すべての大人が子どもを保護の対象、また大人の付属物と捉える子ども観を変え、子ども自身を権利の主体者としてエンパワーすることが必要だと考えます。

子どもの権利を尊重するとのこと答弁がありました。ならば、子どもの権利条約を遵守し、次期基本計画には、子ども施策の柱に「子どもの権利」を明記し、全市民への周知啓発に着手するべきだと考えます。市長の見解をお答えください。

<市長答弁>

市は、これまでも調布市子ども条例にもとづき、一人一人の子どもの人権および個性を尊重するとともに、子どもとその家庭の支援に関する施策を総合的に進めて参りました。現在策定中の次期基本計画についても、調布市子ども条例をはじめ、国の子ども基本法や東京都こども基本条例の趣旨を踏まえ策定してまいります。

【まとめ】

まとめます。子どもの権利条約に批准して 28 年が経過してもなお日本の大人の 8 割が子どもの権利の内容を知りません。誰もが当たり前のように基本的人権を尊重される社会であれば、憲法 11 条で事足りるでしょう。しかし実際は、弱い立場の人への人権侵害があり、子どもはその最たる例です。

だから、わざわざ子ども時代に基本的人権と、子ども特有の権利を保障し、子どもの最善の利益を一番に考えなければいけないと国際的に約束が交わされたわけです。

しかし、日本では当たり前の人権や権利が保障されるのに、義務や責任を条件にする考え方が残っています。冒頭にご紹介したセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの教員対象の調査によりますと、子どもの権利について「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」という誤った認識をしている教員が 27.6%もいました。

私は、同様の認識が、市の子ども条例第 4 条にも表れているのではないかと考えています。画面をご覧ください。

調布市子ども条例 第4条

大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

出典：調布市

子どもの人権や権利を保障すべき条例で、4条は子どもに対して基本的人権を尊重する義務を規定しています。画面を終わります。

もちろん子どもに他の人の人権を尊重することを教えることは大切なことです。しかし、まず大人が子どもを権利の主体者として認め、人権や権利を尊重し、子どもをエンパワーすることが、最大の人権教育、権利教育ではないかと考えます。

国も子どもの権利を法的に保障しています。調布っ子すこやかプラン改訂を待たず、来年度スタートする次期総合計画に、「子どもの権利」を明記し、大人と子どもへの周知啓発を始めることを求め、私の一般質問を終わります。